

平成30年度 事業計画書

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団

各務原市社会福祉事業団 基本理念・基本方針

<基本理念>

“笑顔で” “元気に” “自分らしく”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。
2. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。
3. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。

<ロゴマーク>



平成30年度 各務原市社会福祉事業団 事業計画

平成28年度、平成29年度の社会福祉法人制度改革により、社会福祉法人は「適正な運営」、「運営の透明性」、「経営情報の公開」の他、「地域貢献」として、地域の様々な生活・福祉課題に積極的に対応することが求められています。また、地域共生社会の実現に向けた地域の中での主導的な役割も求められています。

こうしたことを踏まえ、各務原市社会福祉事業団は、社会福祉の公的責任を担いつつ、多様化する福祉ニーズへの対応及び障がい児・者の支援体制の確立と、さらなる地域への貢献事業を展開してきました。

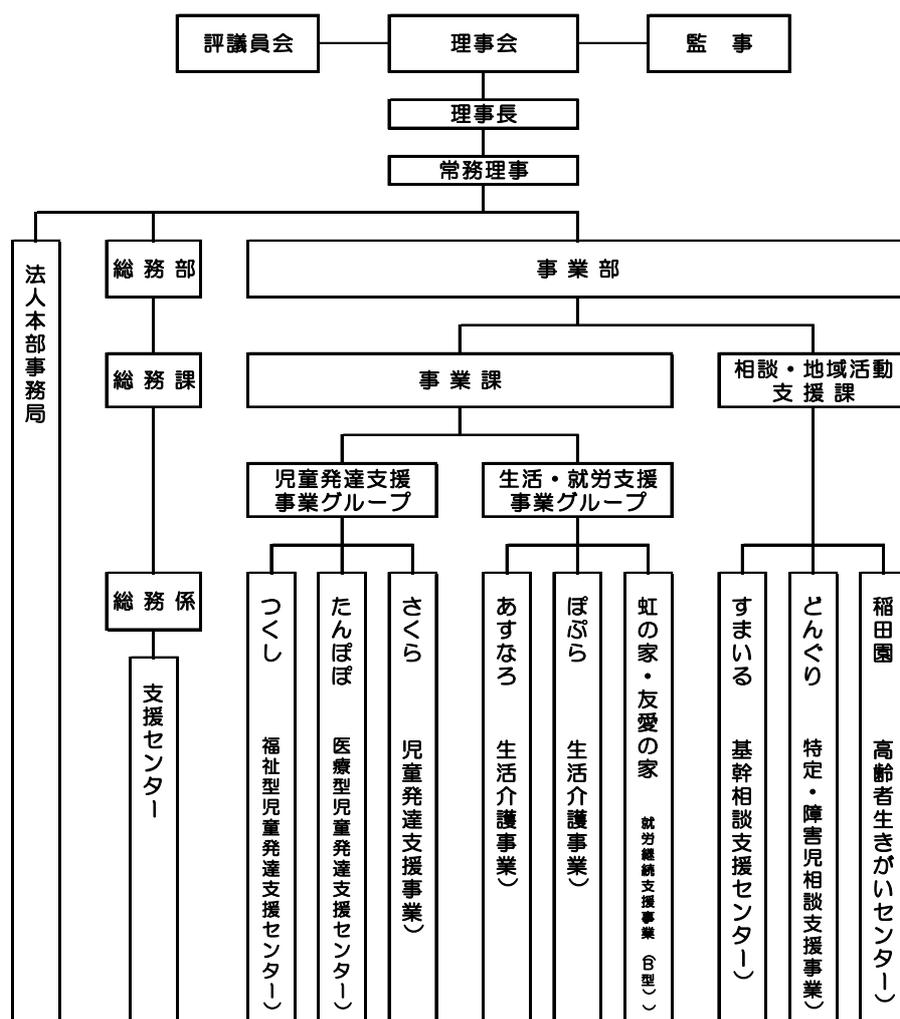
平成30年度は、さらなる地域貢献としての新たな事業展開と現状の課題解決に向けた取り組みを行い、事業運営の充実を図ってまいります。

障がい児施設では、児童発達支援センターつくしのセンター機能の強化として、新たに保育所等訪問支援事業を実施します。また、各務原市の事業である「すくすく応援隊事業」と「ことばの相談事業」には、昨年に引き続き事業団職員が加わり、社会福祉課と健康管理課と連携しながら実施していきませんが、その両事業もつくしのセンター機能として位置づけ、早期療育や市内の幼稚園・保育所の気になる子の相談に寄与します。一方、これまでつくしで実施してきた発達相談を相談支援事業所どんぐりにて実施し、つくしのセンター機能事業と相談支援事業との連携を図っていきます。さらに、施設利用の待機児童に対応するため、通所支援事業としてのつくしの利用定員を拡充すると共に、施設利用児が必要な時期に必要な支援とスムーズな移行が行えるよう、つくし、たんぽぽ、さくらでの支援体制を見直します。

障がい者施設では、引き続き、利用者の皆様が安心して支援が受けられるよう、職員体制の見直しや施設設備の充実に努めてまいります。

また、事業運営の充実に加えて、国の働き方改革に対応するため、職員の福利厚生面での改善や適性に合わせた職員配置の実施、メンタルヘルス対策など、働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

平成30年度 各務原市社会福祉事業団 組織図



(変更点)

- 支援第一係（福祉の里つくし・たんぽぽ・さくら）⇒児童発達支援事業グループ
- 支援第二係（福祉の里あすなろ・ぼぶら）
虹の家・友愛の家 } ⇒生活・就労支援事業グループ
- 上記、「児童発達支援事業グループ」と「生活・就労支援事業グループ」を新たに「事業課」とする。
- 「基幹相談支援センターすまいる」、「相談支援センターどんぐり」、「稲田園」を新たに「相談・地域活動支援課」とする。
- 「事業課」と「相談・地域活動支援課」を新たに、「事業部」とする。

平成30年度 各務原市社会福祉事業団 職員配置

	計	内 訳	
		正規職員	契約職員
法人本部事務局	5 (1)	事務局長補佐 1 事務局員 2	常務理事 1 事務局長 (1) 事務局員 1
総務部	3 (6)		総務部長 (1)
総務課	3 (5)	総務課長 (1) 総務課長補佐 (1)	
総務係	3 (3)	総務係長 (1) 主任 (1) 管理栄養士 1 看護師 1 介護員 1	総務係員 (1)
事業部	85 (32)		事業部長 (1) 福祉の里所長 (1)
事業課	68 (29)	事業課長 1	
児童発達支援事業グループ	32 (13)		
つくし (福祉型児童発達支援センター) (保育所等訪問支援事業)	16 (4)	管理者 1 [児童発達支援センター] 児童発達支援管理責任者 1 保育士 3 看護師 (1) 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 介護員 (1) [保育所等訪問支援事業] 児童発達支援管理責任者 1 訪問支援員(言語聴覚士) 1 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 7
たんぽぽ (医療型児童発達支援センター)	8 (3)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 看護師 1 理学療法士 1(1) 作業療法士 1 言語聴覚士 1 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	児童指導員 1 保育士 1
さくら (児童発達支援事業)	8 (6)	管理者 1 児童発達支援管理責任者 1 保育士 1 看護師 (1) 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 言語聴覚士 (2)	児童指導員 1 保育士 4
生活・就労支援事業グループ	35 (16)		
あすなる (生活介護事業)	17 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 1(1) 生活支援員 7 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 8
ほぶら (生活介護事業)	9 (8)	管理者 1 サービス管理責任者 (1) 生活支援員 2 看護師 1 理学療法士 (2) 作業療法士 (1) 栄養士 (1) 事務職員 (1)	生活支援員 1(1) 看護師 2 介護員 2(1)
虹の家・友愛の家 (就労継続支援事業(B型))	9 (4)	管理者 1 サービス管理責任者 (1) 職業指導員 2 生活支援員 1 看護師 (1) 管理栄養士 (1) 事務職員 (1)	職業指導員 1 生活支援員 4
相談・地域活動支援課	17 (1)		
すまいる (基幹相談支援センター)	4	管理者 1 相談支援員 2	相談支援員 1
どんぐり (特定・障害児相談支援事業)	6 (1)	管理者 1 相談支援員 5 事務職員 (1)	
稲田園 (高齢者生きがいセンター)	7	園長 1	事務職員 1 用務員 5
計	93 (39)	正規職員 計 51	契約職員 計 42

(育休等の休業中の職員2名は除く)
(括弧内は他職種または他事業所との兼務を表す)

平成30年度 各務原市社会福祉事業団 受託施設及び事業一覧

区分	施設及び事業					
	根拠法令	種別	名称	定員	経営の別	
第二種社会福祉事業	児童福祉法	福祉型児童発達支援センター ・障害児通所支援事業 ・保育所等訪問支援事業	各務原市福祉の里つくし	40人	指定管理者制度による受託	
				20人		
		医療型児童発達支援センター ・障害児通所支援事業	各務原市福祉の里たんぼぼ	20人		
				児童発達支援事業		各務原市福祉の里さくら
	障害者総合支援法	生活介護事業	各務原市福祉の里あすなろ	60人		
		生活介護事業	各務原市福祉の里ぼぶら	20人		
	障害者総合支援法	基幹相談支援センター	すまいる	—		管理委託制度による受託
	障害者総合支援法 児童福祉法	相談支援事業 (特定・障害児相談支援事業)	各務原市福祉の里どんぐり	—		
	障害者総合支援法	就労継続支援事業B型	虹の家 (主たる事業所)	20人		
			友愛の家 (従たる事業所)	15人		
老人福祉法	老人福祉センター	各務原市高齢者 生きがいセンター稲田園	—	指定管理者制度による受託		
事公益 法外		各務原市福祉の里 支援センター	—			

法人本部（事務局）・福祉の里総務課

働き方改革にあわせた職員の待遇改善と職員配置

平成25年4月に「労働契約法」が改正され、契約が通算で5年を超えて更新される契約職員は、平成30年4月から1年間の間に本人の申し出によって、平成31年4月から無期労働契約に転換することができるようになります。また、国の働き方改革に向けた法改正の整備が進み、「同一労働・同一賃金」の考えに基づいて、正規職員と非正規職員との間の不合理な待遇差の解消が求められています。

各務原市社会福祉事業団（以下、事業団）においては、職員93名中、契約職員がおおよそ半数に当たる42名（平成30年4月1日予定）いますが、正規職員と等しく専門性が求められ、同様の勤務時間（フルタイム）という現状があります。全国的に福祉現場での人材不足が顕著になっている今、契約職員の健康や家族の介護等の心配を軽減し、契約職員が安心して働くための待遇改善は必須と考え、契約職員の福利厚生面を正規職員とほぼ同等にするための就業規則の見直しを実施します。また、平成25年4月以降5年勤務の職員が16名いるため、有期労働契約から無期雇用契約に転換するための手続きを行います。

さらに、正規職員、契約職員全ての職員が、人間関係等の理由で途中で離職を余儀なくされることがないように、職員の要望や適正に合わせた職員配置、パワハラ防止対策、メンタルヘルスの実施等、働きやすい職場環境の整備に向けた研修等を実施していきます。

1. 同一労働、同一賃金に基づく契約職員の労働条件の改善

○目的…正規職員と契約職員の不合理な待遇差の解消を目指します

○内容…契約職員の福利厚生面での改善

※契約職員が正規職員と同等の勤務時間であることから、有給休暇等の日数を正規職員と同様に改善する等の就業規則の見直しを行います。

- ・年次有給休暇、病気休暇の拡充
- ・ボランティア休暇、育児休暇、出産立会い休暇、看護休暇、介護休暇、リフレッシュ休暇を有給休暇に改正
- ・育児目的休暇の新設
- ・病気休職の新設（無期契約者は優遇）

2. 有期契約職員の無期契約職員への転換

○平成25年4月「労働契約法」の改正

「契約が通算で5年を超えて更新された場合は、職員からの申し出により無期労働契約に転換する。」

○平成30年度中：無期労働契約への転換の申し込み（16名が対象）

○平成31年度から：職員からの申し出により無期労働契約に転換

3. 働きやすい職場環境の整備

○職員の要望や適正に合わせた職員配置（所長面談の実施等）

○パワハラ防止対策（研修等の実施）

○メンタルヘルスの実施（ストレスチェックの実施と活用）等

各務原市福祉の里つくし(福祉型児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業)

I. 児童発達支援センターつくしのセンター機能(地域支援体制)を強化

児童発達支援センターつくしに、児童発達支援事業の他に、施設の専門機能を活かした地域の中核的な療育支援施設としてのセンター機能(地域支援)をプラスした事業を新たに立ち上げるとともに地域の障がい児や家族への相談支援体制を整備します。

1. (新)保育所等訪問支援事業の立ち上げ

障がい児が利用している保育所等を訪問し、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等での安定した利用を促進します。

また、この事業の立ち上げに際して、市内保育所等への周知も実施します。

○対象児

- ・保育所等に在籍している児童で、個別の療育的支援を希望する児童
- ・福祉の里つくし、たんぽぽの利用を終了し保育所等に就園した後に、在籍する保育所での個別の療育的支援を希望する児童(※さくらの支援が必要だが、家族通園が難しい児童も含まれる。)
- ・福祉の里さくら(保育所等に在籍し週1回通所して療育を受ける)の利用を終了した後も、在籍する保育所での個別の療育的支援を希望する児童

○対象児童数…20人

○訪問回数

一人月2回の訪問(のべ40回/月、480回/年)

※2週に1回程度を目安。障がい児の状況、時期によって頻度は変化。

○人員配置…2人

- ・管理者…(つくし管理者と兼務)
- ・児童発達支援管理責任者…1人(県での認定者)(専任、訪問支援は可能)
- ・訪問支援員…1人(保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)

※管理者と訪問支援員は、「各務原市すくすく応援隊支援事業」を兼務

2. 「市すくすく応援隊事業」への派遣を地域支援機能事業として位置づける。

平成29年度に開始した「各務原市すくすく応援隊事業」への児童発達支援事業「さくら」からの職員派遣を、平成30年度からは児童発達支援センター「つくし」のセンター機能強化として位置づけ、地域支援として実施します。

○実施主体

市社会福祉課

○訪問先・訪問回数

訪問先…31ヶ所(市内保育所17ヶ所、市内幼稚園14ヶ所)

×各施設年2回=(年62回)

- ・前期(5~7月)…年長児を対象
- ・後期(9~11月)…年中以下の児を対象

○人員配置…3人（兼務）

- つくし管理者（保育所等訪問支援管理者を兼務）
- 保育所等訪問支援員（兼務）
- 事業課長（兼務）

3. 「市ことばの相談事業」への派遣を地域支援機能事業として位置づける。

これまでも、「各務原市ことばの相談事業」に、「つくし」管理者が参加して実施してきたが、平成30年度から児童発達支援センター「つくし」のセンター機能強化として位置づけ、地域支援として実施します。

○実施主体

市健康管理課

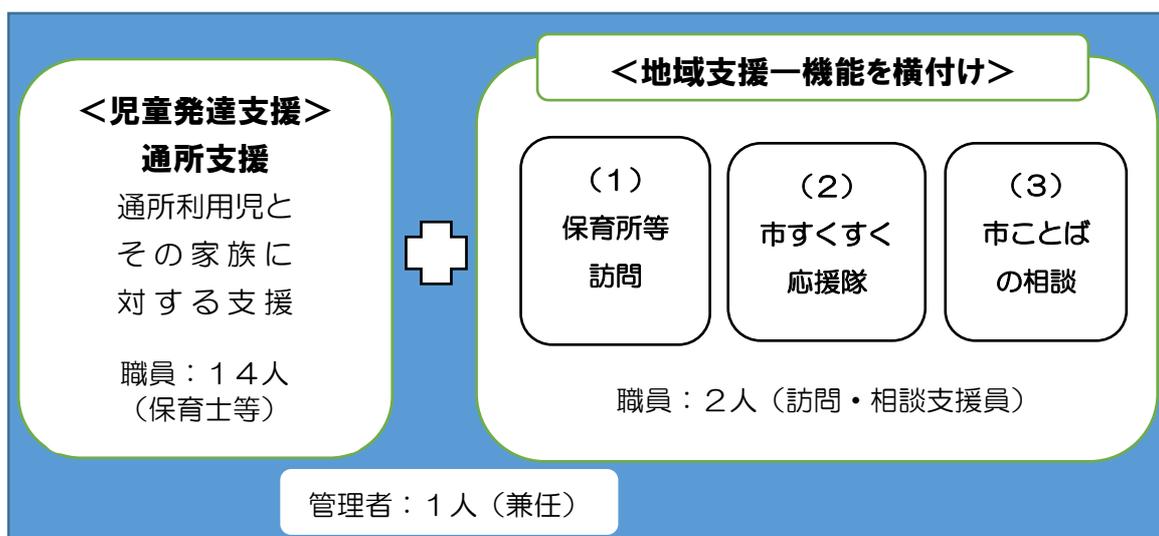
○回数

月2回（年24回）

○人員配置…1人（兼務）

相談支援専門員（児童発達支援センターつくし管理者が兼務）

■児童発達支援センター「つくし」のイメージ図



II. 児童発達支援事業（通所支援）の体制整備

年々、児童発達支援の利用児童数が全国的に増加しています。国保連データによると、平成24年度以降、毎年15%近く増加しています。

当事業団においても、児童発達支援センターつくし利用希望者が増加しているため、平成29年度にそれまでの一日利用定員25名から30名に拡充しました。しかし、なお現在（平成30年3月1日現在）、たんぽぽ利用児で本来つくしの利用対象児となる歩行可能な12名が、つくしの待機児童となっています。

平成29年10月20日に開催された、医療型児童発達支援センターたんぽぽの保護者との「まちづくりミーティング」では、つくしへの移行に伴う要望がありました。

こうした現状と課題を踏まえて、平成30年度には、つくしの一日利用定員を40名に拡充するとともに、新規事業として予定している保育所等訪問支援事業等を含め、児童発達支援事業3施設（つくし、たんぽぽ、さくら）とのそれぞれの連携を図ります。

1. 事業概要

ことばや社会性の発達がゆるやかであったり、偏りが見られたりする就学前の幼児とその保護者に対し、保育を通して心身の発達を促し、家庭を中心とする日常生活への適応力を育てます。また、保護者の方に対し相談、助言等を通して、子育ての不安を減らし自信を持って子育てしていけるよう支援します。

○対象児…ことばや社会性の発達が緩やか、又は偏りがあり、全体的な発達支援を必要とする就学前の幼児

○定員…30名/日（平成29年度）※登録者数…56名（平成30年3月1日現在）

○事業内容

- ・年齢に応じた保育（毎日、クラス別）
- ・言語聴覚療法（週1回、個別）

○通園形態

- ・3歳未満児…家族通園
- ・年少…週3回の家族通園、週2回の単独通園
- ・年中、年長…週1回の家族通園、週4回の単独通園

※単独通園には、ステーション式の送迎バスによるサービスを実施

2. 現状と課題

利用希望者が年々増大し、たんぽぽ利用児で本来つくしの利用対象児となる歩行可能な12名が、つくしの待機児童となっています。

一日利用定員を、平成29年度に25名/日から30名/日に拡充しましたが、さらなる拡充が必要です。

また、定員数を増やすことによって、現在のつくしの部屋だけでは対応できない現状です。

3. 平成30年度の改善・変更点

- （1）定員を30名/日から40名/日に増やし、定員増員に伴って部屋（クラス）の確保もします。
- （2）定員増員に伴って職員数を増やします。（2名の増員）
- （3）定員増に伴う部屋（クラス）を確保します。

※人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、訪問支援員、看護職員、医師、管理栄養士、運転士、事務職員

各務原市福祉の里たんぽぽ（医療型児童発達支援センター）

たんぽぽ利用児で本来つくしの利用対象児となる歩行可能な12名が、つくしの待機児童となっています。

平成29年10月20日に開催された、医療型児童発達支援センターたんぽぽの保護者との「まちづくりミーティング」では、つくしへの移行に伴う要望や、たんぽぽの訓練の充実に向けた職員配置、単独通園、環境整備等の要望がありました。

こうした現状と課題を踏まえて、平成30年度には、つくしの一利用定員を40名に拡充することで、たんぽぽ利用児のつくしへのスムーズな移行を促進します。

1. 事業概要

運動発達に支援が必要な就学前の乳幼児とその保護者に対し、保育を中心に理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法などの総合的な療育を行い、子どもの全体的な発達を支援します。

○対象児…運動発達を主に、全体的な支援を必要とする就学前の乳幼児

○定員…20名/日（平成29年度）※登録者数…28名（平成30年2月1日現在）

○事業内容

- ・運動発達に応じた保育（毎日、クラス別）
- ・理学療法・作業療法・言語聴覚療法・摂食機能療法（週1～2回、個別）

○通園形態

- ・3歳未満児…家族通園
- ・年少～年長…週4回の家族通園、週1回の単独通園

※単独通園には、ステーション式の送迎バスによるサービスを実施

2. 現状と課題

（1）待機児童

本来つくしの利用対象児となる歩行可能な12名が、つくしの定員がいっぱいいため、待機児童となっています。発達に応じた療育が受けられない児童が生じています。（※平成29年度は、つくしの定員が満員のため、発達全般に支援を要する子どもと、支援は要するが独歩が可能になった子どもを、運動機能別に2クラス編成にして療育を実施し、それぞれの発達段階に合わせた支援を行うよう取り組みました。）

（2）単独通園を希望される家族の増

（3）安心して通園できるような環境や体制づくり

重度、または重複した障がいを持っているため、医療的ケア、感染等への配慮が必要となり、通園を控えがちになる子どもが、親子とも安心して通園できるような環境や体制づくりが必要です。

（4）訓練士の専門性

摂食機能療法の検討会を随時行ってきたが、さらに各訓練士の専門職の専門性の

向上を図る必要があります。

(5) ハード面での環境整備

たんぽぽの家族が送迎時に乗降する福祉の里駐車場の巾が狭く、また、雨除けが無いため、雨の日の乗降が大変です。

3. 平成30年度の改善・変更点

(1) 「たんぽぽ」から「つくし」へのスムーズな移行

今後のつくし定員の増加に合わせて、独歩が可能となった子どもが、スムーズに「つくし」へ指導移行出来るよう支援を続けていきます。

(2) 個々の発達段階に合わせた支援

障がいの重度な子どもの反応を引き出すような支援、不安の強い保護者への支援、就園、就学へ向けて家族分離の経験の保障などの支援の充実に努めます。

(3) 医療ケアの必要な利用児への環境や体制の整備

全職員が、感染症の予防や医療ケアについての知識を持ったうえで、通園し易い支援（個別の関わり、家族分離、家庭訪問等）の充実に努めます。

(4) 訓練士の技術の向上

訓練士間で、ケース検討会を3か月に1回程行い、支援技術を高めます。

(5) 駐車場の整備

- 駐車場の1台分のスペースを1.5倍に拡充し、車椅子での乗降をスムーズにします。
- アスファルト舗装
現在は砂利のため、バギー等の使用に支障があるため、アスファルト舗装を実施します。
- 駐車場に雨よけ用のカーポートを設置します。

(6) 補装具の保管場所の整備

各務原市（福祉総務課）と連携して、たんぽぽの補装具の保管場所の整備を進めます。

※人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里さくら（児童発達支援事業）

1. 事業概要

ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な保育所等に通う幼児とその保護者に対し、週1回、ニーズに応じた個別的な支援を行い、総合的な発達と社会生活への適応を促します。また保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育てへの不安や悩みが軽減されるように支援します。

○対象児

- ・保育所等に在籍していて、ことばや社会性が気がかりで発達支援が必要な幼児
- ・運動発達が気がかりで、理学療法、作業療法、言語聴覚療法の特別支援のみが必要な乳幼児

※週1回の利用に限定

○定員…24名/日（平成29年度）※登録者数…105名（平成30年3月1日現在）

○事業内容

- ・発達支援、保育（週1回の個別、グループ別）
- ・特別支援（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）（週1回の個別）

○通園形態

- ・原則、全員が家族通園（一部の方が、送迎バスを利用）

2. 課題

- （1）保育所等との連携、園訪問のあり方
- （2）特別支援（訓練）のあり方
- （3）保護者への理解、伝え方のスキル
- （4）就学支援における学校との連携

3. 平成30年度の改善・変更点

- （1）平成30年度から児童発達支援センターつくしで開始する保育所等訪問支援事業との住み分け、事業の選択
- （2）保護者への説明力や対話力のスキルアップ
- （3）保育所等との連携、学校との連携の強化

※人員配置

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、看護師、医師、事務職員

各務原市福祉の里あすなろ(生活介護事業)

1. 事業概要

知的障がいがある方に対し、安定した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、食事の介護及び入浴、排せつの支援を行います。また、作業活動（仕事）を中心とし、調理・洗濯・掃除などの支援、並びに検診、運動などの健康管理の支援、外出支援等を行います。

○対象者…知的障がいのある18歳以上の方

○定員…60名/日(平成29年度)※登録者数…50名(平成30年3月1日現在)

○事業内容

障がい特性に合わせたグループ支援

- ・作業支援（自主製品、受託作業）
- ・生活支援（個別活動、行事）
- ・スヌーズレン

○通所形態

全員がステーション方式の送迎バス（市外の方のみ家族送迎）

2. 現状と課題

- (1) 1階、2階のそれぞれの活動が確立したことで、活動内容が充実し、利用者が落ち着いて活動に参加できるようになりました。また、一人ひとりが自分らしさを出せる場面が増えました。作業工賃も向上し、作業に対する意欲向上が見られました。
- (2) 2階利用者の障がいの重度化が進み、介助が必要な利用者が増加しており、介助のしやすい障がい者トイレが1箇所しかなく、トイレの順番待ちが増えています。
- (3) 1階利用者がエントランスを横切ってトイレに行くため、動きの早い方の付添はしているものの、他施設の利用児、一般の方との衝突の危険がありました。また、エントランスのトイレにて介助を受けることがあり、尊厳の確保ができていません。
- (4) 昨年に続き、今年度もインフルエンザ流行のため閉所しました。感染予防が徹底できていないのが現状です。
- (5) 1階、2階の活動が確立した反面、職員が担当と違う階の利用者の把握、業務の把握が難しくなっています。
- (6) 職員の休憩時間を考慮した人員配置になっていないため、休憩時間が確保できない状況が続いています。

3. 平成30年度の改善・変更点

(1) 尊厳の確保

2階トイレ誘導の時間の調整、1階トイレ介助時の障がい者トイレの使用などを行い、利用者の体調に合わせてつつ、尊厳を確保できるように努めます。

(2) 安心・安全の確保

1階利用者のエントランス移動時は事故を防止するために付添、見守りをより行っていきます。2階においても、利用者の見守りをできる限り行い、安全の確保に努めます。また、インフルエンザ感染拡大予防のための対策（予防接種等）を実施します。

(3) 情報共有の推進

各階の状況を伝えあい、情報共有に努めます。

(4) 働く環境の整備

パート職員を1名増員し、休憩時間の確保ができる体制を整えます。

※人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、管理栄養士、事務職員

各務原市福祉の里ぽぷら（生活介護事業）

1. 事業概要

重症心身障がい、身体障がいの方に対して食事及び排泄・入浴の介護や日常生活に必要な機能の維持向上を目的とした機能訓練の機会の提供、その他レクリエーションなどの活動を通して安定した日常生活と社会参加への支援を行います。

○対象者…身体障がい、重度心身障がいで18歳以上の方

○定員…20名/日（H29年度）※登録者数…26名（H30年3月末現在）

○事業内容

- ・入浴サービス、
- ・機能訓練
- ・医療的ケア
- ・食事介助・摂食指導・口腔ケア、排泄の介助
- ・レクリエーション等

○通所形態

原則、全員が自宅までの送迎バス（一部の方が、あすなろの送迎バスを利用）

2. 現状と課題

（1）利用者からの満足度アップ

利用者からの要望で、平成28年度に入浴サービスを充実させ、機能訓練と合わせて、重度心身障がいの方に特化した内容での生活介護事業を始めました。医療的ケアの充実や外出支援などで、利用者からの満足度が上がっています。

（2）送迎サービスの課題

- ・医療的ケアの必要な重症心身障害者の送迎に要する時間が、最高1時間50分かかっていて乗車時間が長いことによる利用者への負担があります。
- ・さらに、これまで、あすなろの送迎バス利用が可能であった利用者が、体調変化により自宅までの送迎が必要となってきています。
- ・また、現在の送迎車では1回に6名の車椅子利用者が送迎可能だが、利用契約者の大半が車椅子利用者であることや重症心身障がい者の車椅子が大きく、通常の車椅子2台分の装着箇所を要するため、全ての利用者へ送迎サービスができていないのが現状です。

（3）機能訓練の課題

残存機能の維持向上を目指し、月2回を目安に障がい児施設の訓練士が機能訓練の機会を提供しています。訓練を受ける障がい児の増加に伴い、ぽぷらの月2回の訓練が難しくなると考えられます。

（4）医療ケアの必要な利用者の増への対応

今後医療ケアの必要な利用者受け入れ増加が想定され、安全面での配慮が必要です。

3. 平成30年度の改善・変更点

○送迎車両の増と運転士1名分の委託料の増

送迎時間の短縮と利用対象者の増による、福祉の里管理の車両1台をぽぷら送迎車両に当て、運転士1名を増やします。

※人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、医師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、事務職員

虹の家・友愛の家（就労継続支援事業（B型））

1. 事業概要

障がいのある人に対して、一般就労も念頭において福祉的就労の場を提供し、能力及び特性に応じて適切に支援を進め、社会的に自立ができる力を育てます。

○対象者…障がいのある18歳以上の方

○定員…虹の家 20名/日（H29年度）※登録者数…19名（H30年2月1日現在）

友愛の家 15名/日（H29年度）※登録者数…12名（H30年2月1日現在）

○事業内容

- ・作業支援（企業からの受託作業）
- ・就労支援（就労意欲の向上）
- ・生活支援（生活支援の自立と社会生活への適応）

○通所形態

自力通所（一部の方が、あすなろの送迎バスを利用）

2. 現状と課題

- ① 作業支援：従来からの受託作業の正確性に努めた。今後の工賃アップに向けて、新たな受託作業の開拓に努めます。
- ② 生活支援：公共交通機関利用を中心とした施設行事を実施したが、一人で利用出来る利用者が少ないため、引き続き自立に向けた支援をしていく。また、将来的にグループホームなどへの入居希望者が増えているため、その準備支援も行っていきます。
- ③ 就労支援：将来的に就労支援へ繋がる者や作業能力の向上ステップアップを目的に施設外就労の取り組みを継続していきます。

3. 平成30年度の改善・変更点

- （1）地域の方とのふれあいを促進（民生委員児童委員との交流）
- （2）相談支援事業所との連携を通じた、親亡き後に一人暮らしをされている方への支援
- （3）グループホームへの入居希望者への準備支援
- （4）目標工賃10,000円以上を目指す。

※人員配置

管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、管理栄養士、事務職員

各務原市基幹相談支援センター すまいる

1. 事業概要

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施、及び連携
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修会の企画・運営）
- (3) 障がい者の権利擁護・虐待防止
 - ・成年後見制度の周知、利用促進
 - ・障がい者等に対する虐待を防止するための取組
- (4) 地域移行・地域定着の促進の取組
 - ・障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行・地域定着に向けた普及啓発
 - ・精神科病院の長期入院患者、施設入所者が地域で暮らせるためのネットワークの構築
- (5) 市障がい者地域支援協議会事務局の運営

○対象者…子どもから大人までの、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病患者等の全ての障がい者、及び家族

2. 現状と課題

- (1) 相談の内容が幅広く、また、障がい種別も様々であることから、職員の資質向上のため、積極的に研修を受け、知識を得て、支援技術を身に付けることが必要と思われる。
- (2) 基幹相談支援センターが個別のケースに直接支援を行うことが増えすぎないように市内相談支援事業所と連携を取り、相談内容に応じて委託相談支援につなげると共に、引きこもりなどの支援体制が確立していない分野に関しては、協議の場を設ける必要があります。
- (3) 福祉的な支援のニーズの高まりと市内の福祉サービス事業所の増加等を受け、今後自立支援協議会の役割は高まっていくと思われる為、適正な運営が行われるよう協議していく必要があります。

3. 平成30年度の改善・変更点

- (1) ワンストップ相談窓口の役割体制構築
関係機関と密な連携を取り、相談者の方の不安軽減に努めます。
- (2) 市内における障がい者等の生活の実態把握
障がいのある方の地域生活をサポートするネットワーク体制を構築の為、市内の状況把握をしていきます。
- (3) 地域の相談支援機関との連携体制の構築
相談者のライフステージや生活状況によって、各々の相談機関との連携を行い、役割を明確にしていきます。
- (4) 障がい者虐待の防止に向けての体制づくり
- (5) 精神の方への地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み
 - ・相談機関や病院等との連携会議を実施
- (6) 各務原市障がい者地域支援協議会の単独運営

※人員配置

管理者（社会福祉士）、相談支援専門員（精神保健福祉士、介護福祉士）、事務職員

各務原市福祉の里どんぐり(特定・障害児相談支援事業)

1. 事業概要

(1) 一般相談

障がいのある人やご家族の思いに寄り添い、能力や特性に応じて自立したその人らしい生活が送れるように相談支援を行います。また、不安がある人に対しては適切な情報提供等を行い、不安の軽減が図れるよう支援します。

(2) 計画相談(サービス等利用計画作成)

サービス等利用計画の作成を通して適切な福祉サービスの提供が行えるよう情報提供を行い、継続的にモニタリングを行う中で利用者の生活の質が高まるような相談支援を行います。

○対象者…子どもから大人までの身体障がい、知的障がい、発達障がい者

2. 現状と課題

現在、「つくし」が実施している来所・電話による発達相談は、本来、センター機能として児童発達支援センターつくしで実施するのが望ましいが、同館内に相談支援事業所「どんぐり」が障がい児相談を実施していることから、障がい児相談を「どんぐり」に位置づけてはどうかと考えている。

3. 平成30年度の改善・変更点

- (1) 「つくし」が実施している来所・電話による子どもの発達相談を相談支援事業所「どんぐり」に位置づける。
- (2) これに伴う、子どもの発達相談を担当する相談支援専門員の増
- (3) 児童発達支援センターつくしとの連携
- (4) 各務原市避難行動支援部会への参加(「避難行動計画」作成に向けた準備)

※人員配置

管理者、相談支援専門員(5名⇒6名)、事務職員
つくし管理者、事業課長も兼務

高齢者生きがいセンター稲田園(生きがいセンター)

1. 事業概要

市内在住の60歳以上の方を対象に、健康増進のため入浴施設、運動器具・軽スポーツ用具等を提供するとともに、教養の向上、レクリエーションなどの便宜を図ります。

○対象者…市内在住の60歳以上の方

○事業内容

- ・入浴、軽スポーツ（卓球等）、レクリエーション（カラオケ等）
- ・生きがいと健康づくりの活動

2. 現状と課題

- (1) 個人利用者からは、利用料金が安く、超音波気泡浴装置のある大浴場でゆったりと気持ちよく過ごせると好評です。
- (2) 団体利用者からは、バスの送迎により施設でのんびりとカラオケなどを楽しみながら過ごせると好評です。
- (3) 課題としては、近年、重い持病を抱えた利用者や障がい者手帳を所持する利用者が増えてきて、移動時や入浴中の事故防止の見守りへの気配りが増えていることです。

3. 平成30年度の改善・変更

- (1) 移動時や入浴中の事故防止、健康面での見守り
- (2) 施設内の環境面における安全のための整備
- (3) 居心地の良いサービスの場の提供

※人員配置

園長、事務職員、用務員

福祉の里支援センター

1. 事業概要

ボランティアの活動支援や大学生など実習生の受け入れ、施設PRのための行事開催のほか、全市民に対してアリーナ等の貸館業務を行います。

2. 現状と課題

ボランティアや大学生等実習生の受け入れを積極的に行い、これらを通して福祉の理解を深めていただき、施設と地域との繋がりを大切にしていきます。しかし、ボランティアについては、長期間活動していただいていた方が活動を終了されるなか、関係機関とも連携しながら新たな活動者の募集と長期継続となるよう支援を行う必要があります。

3. 平成30年度の改善・変更（例年どうり）

（1）ボランティア活動支援事業

ボランティアの参加育成に努め、地域社会との交流を積極的に行います。また、各務原市社会福祉協議会とも連携しながら、ボランティアとしての福祉の知識の充実・促進を図ります。

（2）体験学習生・実習生の受け入れ・研修等

中学校や高校のボランティア・職場体験学習・インターンシップ等の受け入れを行い、施設と学校とのネットワークを密にするとともに、共同して福祉教育に寄与します。一方、大学等の福祉職員養成機関の実習の受け入れを行い、今後の福祉現場を担う専門職員の養成を行います。

（3）福祉の里ふれあい夢まつりの開催

これまでの事業運営へのご理解とご支援に対する感謝を伝え、また今後の事業にご理解をいただくためのイベントとし、市民の皆様への情報発信の場とします。

（4）貸館業務

全市民を対象にアリーナ・なかよし広場・ボランティアルーム・会議室等を提供します。